

2018年09月市議会一般質問（案）

2018年9月06日現在

日本共産党のふくま健治です。質問通告に基づき6項目について質問します。

1、平和問題、核兵器廃絶について、質問します。

被爆73年を迎えた8月2日から9日まで広島と長崎で開催された原水爆禁止2018年世界大会には、海外23か国、91人をはじめ、広島大会に6000人、長崎大会に1500人の代表が参加し、核兵器禁止条約の早期発効から廃絶を実現する決意を新たにす大会となりました。

今年の大会は、昨年7月7日に国連で採択された核兵器禁止条約は8月24日現在、調印60か国・批准14か国となっています。世界は超大国の力による支配から、平和でより公正な秩序を望む圧倒的多数の政府が市民社会の運動と力を合わせて未来を切り開く新しい時代へと変化する中で開かれました。

また、南北首脳会談、米朝首脳会談と、北東アジアにおける核兵器と軍事対立の危険から、非核と平和体制の構築への大きな変化が生まれる中で、韓国から被爆者の皆さんを含め、たくさんの代表が参加しました。

4日に採択された国際会議宣言は、「禁止条約を推進する勢力と、反対する勢力とのせめぎあいが増強されている」もとで、「前進する決め手は世論と運動の発展である」ことを明らかにして、核兵器禁止条約を一刻も早く発効させるとともに、核兵器固執勢力の抵抗をのりこえ、「核兵器のない世界」への確かな道を開くために、被爆75年の2020年も展望した「壮大な運動」が提起されました。

8月末には、アメリカ最大の州であるカリフォルニア州議会が、「核兵器禁止条約を支持し、核軍縮を国家安全保障の最重点項目にする」ことを求める州議会上下両院合同決議を賛成多数で採択するという状況も広がっています。

ところが日本では、安倍晋三政権は、「核の傘」にしがみつき、核兵器禁止条約に背を向け続けています。首相が今年も、広島と長崎の平和式典で核兵器禁止条約に一言も触れなかったことに批判が広がっています。日本政府は、被爆国にふさわしい国際的責務を果たすべきではないでしょうか。

そこで質問しますが、日本政府に対して、国連で採択された核兵器禁止条約の調印・批准を強く求めていくべきです。見解を求めます。

2、次に災害対策、豪雨災害対策について質問します。

西日本を中心に大きな被害をもたらした豪雨から2カ月になります。

7月30日のまとめでは、225人の命を奪い、行方不明者12名の捜索はいまも続き、多くの人々が避難生活を強いられています。

過去の観測記録を塗り替える激しい雨が、九州、中国、四国から近畿、東海にかけての広い地域に降り注ぎ、河川の氾濫や浸水、土石流や土砂崩れなどを引き起こしました。土石流や泥流が家屋を押つぶし、家の屋根まで達する浸水被害を広げました。道路や水道などライフラインが各地で寸断され、孤立する地域も相次ぎました。西日本を中心に各地を襲った今回の豪雨は、重大な被害を広範な地域に同時多発的に発生させた、かつてないものです。

大量の土砂やがれきの撤去など、被災者は復旧・復興へ向けて懸命な努力を続けていますが、地域の主だった道路などでは土砂の片づけなどはすすみつつあるものの、家屋に流れ込んだ土砂を撤去することは被災者の個人の力ではどうにもなりません。

またそれに加えて連日の厳しい猛暑です。避難生活も長引くにつれて、心身ともに疲労が蓄積してくる被災者の健康にたいして特別に注意をはらう仕組みづくりが急務となっていますし、高齢者や子どもを中心に心のケアや気軽に相談ができる体制をつくるなど、きめ細かな対策が求められます。

さらに、甚大な被害が出ている農業をはじめ苦境に立たされている地域産業の再生に向けた支援にも本腰を入れ、不安を抱く被災者に展望を示すことも急がれます。住宅再建でも生業（なりわい）再生でも、これまでの制度の枠にとどまらない公的な支援に踏み出すことなどが求められます。

いま必要なのは、被災者が希望を持って前に進むことができるような支援を抜本的に強めることです。

その上、今回の豪雨では地域の危険を知らせるハザードマップが作られながら十分生かされなかった問題も浮上しています。防災体制の点検・検証は欠かせません。昨年7月の九州北部豪雨をはじめ毎年のように豪雨被害が続く中で、河川改修やダム建設など公共事業のあり方、まちづくりの進め方も問われているのではないのでしょうか。

そこで質問しますが、西日本大規模豪雨災害を検証し、大分市の防災対策へ生かしていくべき教訓をどのように受け止めているのでしょうか。見解を求めます。

ハード面の対策について質問します。

①さて西日本大規模豪雨では、河川、治山ダム等の氾濫決壊で大量の土石流が市街地を襲い、全半壊をまぬがれた宅地でも土砂が2メートルもの厚さで埋め尽くし、住民は途方にくれています。いまもなを、泥だしなどの復旧は続けられています。昨年の九州北部豪雨でも、今回の西日本大規模豪雨でも、ダムの異常放流、堤防、ダムの決壊、川流れを妨げた堆積土砂、茂った樹木の放置、流木の河川への流入が被害を拡大する要因ともなっています。防災減災の立場から、河川の茂った樹木、堆積土砂撤去、流木の適切な処理が必要です。本市

のとりにくみはどのようにすすめられてきたでしょうか。

避難所について質問します。

②今回の西日本豪雨は猛暑つづきの中での災害でしたが、避難所はすこしでも安らげる場所にしなければなりません。大分市においても、避難所となる体育館へのエアコンの設置を計画的にすすめるべきと考えますが、見解を求めます。

次に、被災者支援の拡充施策の周知・徹底について質問します。

③、政府は今回の西日本豪雨をうけ、災害救助法に基づく「障害物の除去」による他、●環境省の災害など廃棄物処理事業と国土交通省の堆積土砂排除事業を一体化して被災者負担なしでおこなうこと。●すでに業者に依頼して撤去した人も事後精算すること。●床下浸水や災害救助法未適用の自治体でもおこなうなど初めてのとりにくみとなります。●また崩れた家の公費解体についても全壊だけでなく、半壊でもおこなうことを明らかにしています。大きな前進です。被災後住民が混乱することのないよう事前に住民に周知しておくことが必要と考えますが、見解を求めます。

3、次にメガソーラーについて質問します。

メガソーラー(大規模太陽光発電施設、発電出力1,000KW以上)の整備が全国で急激に進んでいます。

ある市では、メガソーラーの建設計画を市が許可した直後、住民説明会も開かれないうまま、工事が始まり、都市内の自然を維持保存する風致地区に指定され、一部が山腹崩壊危険地区に当たる地域の山から緑がはぎ取られる工事が強行されています。またある市では、浸水被害や土砂崩れを起こしている場所での計画もあり、住民が不安を募らせているなど、業者と住民間でのトラブルが相次いでいます。そこに見えるのは本来、環境を守るはずのメガソーラーが自然破壊するという皮肉な現実が各地で広がっています。

そこで質問しますが、メガソーラー建設にともなう苦情・住民トラブルなどの現状をどのように把握されているでしょうか。見解を求めます。

次に、メガソーラー建設に関するガイドライン・要綱整備について質問します。

②大分市でも景観条例による太陽光発電設備に係る届け出は、今年7月調査でも完了・施工中含め、パネル面積500㎡以上57件、内メガソーラーは17件と近年増加しています。数件は事前調整中とのことでありま。

今全国の地方自治体では、メガソーラー自体を規制する法律がなく、森林の伐採など自然破壊が相次ぎ、住民と事業者のトラブルも後を絶たないことから、メガソーラーの整備を規制する条例やガイドラインの制定に動いています。

そこで質問しますが、大分市においてもメガソーラーの建設について、住民

への事前説明会の実施などを盛り込んだガイドライン・要綱を整備する必要があると考えますが、見解を求めます。

国への法的規制の整備について質問します。

③日本共産党大分県地方議員団の政府レクチャーでは、環境省は、太陽光発電の環境アセスメントの対象に義務付けることを検討していることを明らかにしています。また森林保護などを目的に、大分県をはじめ全国49自治体で独自条例が制定されています。問題は環境アセスメントの義務化だけにととまりません。

そこで質問しますが、メガソーラーの建設にあたっては周辺住民への説明と合意を大前提とするような、法律の制定を政府に働きかける考えはありませんか。見解を求めます。

4、都市計画行政、都市計画変更について質問します。

大分市内東部に位置する約2・4ヘクタールの第1種低層住居専用地域を第1種中高層住居専用地域への用途変更と地区計画の都市計画決定が持ち上がり、7月には地域説明会、原案の縦覧、8月末には公聴会が開催されています。今後は、案の縦覧をして、都市計画審議会に付し、決定・告示と進む予定となっています。

周辺住民からは、同地区には、「本来営業ができない飲食店等が営業しており、においや夜の明かりなどで、平穏な住宅環境が壊されている」との訴えが寄せられています。

そこで質問しますが、①同地区は、現行の用途地域での土地利用で、飲食店などの建築は認められているのでしょうか。見解を求めます。

②現行の用途地域では、飲食店などの建築はできないとのことだが、できないところで建築しているとなると違法建築物であります。都市計画の用途地域変更以前の問題として、適切な土地利用に戻すよう行政指導をおこなうべきではなかったか。違法建築物に対する指導はどのように行われてきたのでしょうか。見解を求めます。

③、今は違法建築物である飲食店等は、今回の都市計画の用途地域の変更が決定すれば、公然と建築は可能になるのでしょうか。

④都市計画提案制度による都市計画変更手続きだと聞いていますが、周辺に居住する利害関係のある住民の納得と合意を大前提にした計画変更手続きをすすめるべきです。

5、税制について、1点目は課税について質問します。

7月上旬、「市県民税を払おうと思ったら、高すぎてびっくりした」と、相談者が駆け込んできました。その方の市県民税納税通知書を見ると給与収入が

全く違うことが明らかになりました。

早々に市民税課で、事実関係を照らせ併せたところ、「訂正分と最初に提出した分を足して計算している」ことが判明しました。この方については、計算をし直して、後日納付書を送付するとのことで、一応は解決しました。

この際、こんなことが何件かあることと、また、間違った計算の納付書を送付しても、気づかずに払っている人がいることに驚かされました。

市民は、日々の苦しい生活に追われながらも、やっとの思いでの、税金等を支払っている方々がたくさんいます。課税の「誤り」は、とうてい許されません。7月20日には、市民団体の「課税」の誤りを是正する改善を求める申し入れに同席させていただきました。

そこで質問しますが、①課税の「誤り」は納税者からの訴え及び原課の調査での発生件数、「過誤」金額について、明らかにすることを求めましたが、調査結果について、報告を求めます。

②今後の再発防止の対策について、見解を求めます。

2点目の、徴収については要望といたします。

先日、市内で営業する経営者から、「納税課と滞納税の分割納付の約束をしていたのに差押をされた」との相談を受けました。

本人の弁によれば、「幾度かの遅れはありながらも、分割納付を続けていたが、8月分を納めようと思っていた矢先、取引先からの入金予定を差し押さえられた」との事でありました。

この方は、厳しい経営状態にあるにもかかわらず、精一杯の努力をしてきており、一言の連絡もなく差し押さえられたと憤慨しておられました。

納税課は毎月の期日までの確実な納付を求めていたが、経営者は最終の納期限である12月まで完納すればよいと思っていたため、行き違いが生じたものと考えます。

こういった分割納付不履行時の対応について納税課に問い合わせたところ、「地方税法では、分割納付の不履行があった際に猶予を取り消し、一括納付を求めることができるとされておりますが、実際の対応にあたっては必ず文書等で連絡をしております。」との事でありました。

しかしながら、実際にこうした行き違いが生じていることから、今回のようなケースがあった場合、より納税者に配慮した対応をするよう要望しておきます。

6、福祉保健行政、障がい者対策、強度行動障がい者やそれに準ずる障がい者への支援について質問します。

強度行動障害とは、精神科的診断でいう、知的障害、自閉症、統合失調症などではなく、直接的な他害(噛みつき、頭突き等)、間接的な他害(睡眠の乱れ、

同一性の保持等)、自傷行為等が(通常カンガエラレナイ頻度と形式で出現している状態)、家庭での通常な育て方をしてもかなりの養育努力があっても著しい処遇困難が継続している状態と指摘されています。

先般、療育手帳A2を保持し、強度行動障害と認定されている息子さんを養育している家族の現状をお聞きしましたが、受け入れ施設などの不足により、身体的・精神的な負担の重さを痛感されました。障害の程度に合わせた適切な受け入れ施設などの体制の整備は急務な課題となっています。

そこで質問しますが、強度行動障害者への適切な支援と養育する家族の負担軽減のためにも、受け入れ体制の整備は急務と考えますが、見解を求めます。